

自由民主党道州制調査会の動き

- 平成16年10月21日
政務調査会に「道州制調査会」を設置
- 平成17年2月1日
第1回総会 「北海道道州制検討小委員会」の設置
～第8回まで総会を開催
- 平成17年7月6日
第1回北海道道州制検討小委員会
～第4回まで小委員会を開催
- 平成17年7月28日
第9回総会 中間報告（案）を了承（北海道部分は別途）
- 平成17年7月29日、8月2日
北海道道州制検討小委員会・第1回、第2回役員会を開催
- 平成17年10月28日
第5回北海道道州制検討小委員会
中間報告（案）の「北海道部分」について了承
（同日 与謝野正調会長へ報告）
- 平成18年2月7日
第10回総会
- 平成18年2月8日、14日、15日、21日、22日
第6回～第10回北海道道州制検討小委員会

「以下の資料は、第10回総会で配付されたものの一部です」

道 州 制 調 査 会

(第 1 0 回)

平成18年 2月 7日(火)

14:00～ 本部702号室

一、開 会 (進行) 石 崎 岳 事務局長

一、挨 拶 伊 吹 文 明 会 長

中 川 秀 直 政調会長

遠 藤 武 彦 北海道道州制検討小委員長

武 部 勤 顧問 (幹事長)

一、議 題

1. 第 2 8 次地方制度調査会について

(説明) 久世 公堯 前参院政審会長

2. 内閣府における検討状況について

(説明) 桜田 義孝 内閣府副大臣

3. その他

一、閉 会

道州制調査会

(平成16年10月21日 設置)
(平成17年11月15日 改選)
(平成18年2月 日 改選)

会 長 伊吹文明
会長代理 泉 信也

顧 問

武部 勤(北海道) 遠藤武彦(東北) 大島理森(東北)
亀井善之(関東) 石原伸晃(東京) 金子一義(中部)
中山太郎(近畿) 高村正彦(中国) 古賀 誠(九州)
若林正俊(北陸)

副会長

赤城徳彦	今井 宏	今津 寛	岩永峯一
大野松茂	小野晋也	河村建夫	下村博文
鈴木恒夫	棚橋泰文	茂木敏充	山本公一
清水嘉与子	溝手顕正	山崎正昭	

幹 事

井上信治	上野賢一郎	加藤勝信	土井 亨
長島忠美	西銘恒三郎	山本明彦	
岩城光英	木村 仁	小池正勝	佐藤昭郎
森元恒雄			

事務局長

石崎 岳

事務局次長

西村明宏 岩城光英

(※ゴシックは新任)

道州制に関する中間報告

平成17年10月28日
自由民主党道州制調査会

道州制調査会は、昨年11月8日の設置以来、8回にわたり道州制に関する検討を進めてきた。まず、学識者や経済団体から意見を聴取し、その後、議員間のフリートーキングを行なった。

各議員からは、その政治経験をベースに、単なる「地方自治の形」論ではなく、将来の「日本の形」論を念頭に、多様な意見が出された。特に、道州制の是非や意義、また具体的な制度のあり方等、多岐にわたり、かつ貴重な幅広い視点からの意見があった。

当調査会は、今後、政治主導により、道州制のあるべき方向性を示すべく精力的に議論を深め進めていくため、これまでの議論について、以下のように中間的とりまとめを行う。

1 道州制の基本的視点

わが国は今、少子高齢社会の到来や家族構成・地域社会のあり方の変化などのため、教育・福祉・保健など生活を直接支えるサービスは、住民に身近な基礎自治体（市町村）が担い、広域的な経済政策や社会資本整備等は、広域自治体が一元的・総合的に担う必要に迫られている。

また、近年の情報化の進展により、個人や企業、すなわち住民と行政のコミュニケーションは、従来より技術化・高度化されてきている。

さらに、国・地方の厳しい財政状況を鑑みれば、国・地方を通じて行政機構の徹底的な見直し・簡素化が求められている。

わが国が活力と調和ある国家として、経済競争力を強化しつつ、「共生」と「努力の結果が報われる」という国民の期待に応えていくため、国・地方を通じた行政・財政の改革が不可欠である。そのためには、日本の統治システムとしての行政機構も、明治以来の中央集権体制を前提とした改革ではもはや限界に達しつつあり、地方の潜在的な活力・可能性を引き出す新たな統治形態の必要性をも視野に入れるべき時に来ている。

道州制は、こうした認識に基づき、行政サービスの受け手である住民の立場により近い効率的でスリムな統治システムと地方自治のあり方を前提に再構築するとの観点から取り組むべき課題である。

従って、道州制の導入は、市町村合併が進み、市町村と国をつなぐ自治体はどのような形がよいのか—という地方分権・自治の見地からの「広域的な地方自治の領域」ととどまるものではなく、国家の意思を住民にまで伝える「統治の形」としてどのような形がよいのか、というわが国の「国のかたち」、「統治機構のあり方」にかかわるものとして位置づけるべきである。

これらのことを踏まえれば、道州制については、国民の意向を最大限尊重

し、国会との関係、内閣との関係、国会議員の選挙制度との関連等を総合的に検討する必要がある、政治主導により方向性を示すべき問題であろう。

つまり、単なる地方自治論、道府県の再編論はとるべきでないということである。

2 道州制の必要性

道州制は、政治・経済・文化等日本全体に大きな影響を及ぼす問題であり、各々の立場での利害もあり、その導入の是非については、現段階では一致した意見を得るには至っていない。

(1) 概ね一致を見た点

わが国の国家の成り立ち、民族・宗教・文化のあり方等の歴史的経緯からみて、独自の立法権や司法権を持つ連邦型の道州制はとらない。なお、これまでの論議の中には、連邦制、すなわち国と地方の間で立法権、さらには司法権までも分割する制度を主張する意見も少数ではあるがあった。

(2) その前提で道州制に対する積極的な意見・考え方

- ① 市町村合併の進展や社会・経済活動の広域化を考えれば、都道府県は相対的に小さな単位（存在）となる。
- ② 国・地方を通じた行政機構の簡素合理化は不可欠である。ブロック単位の地方支分部局が担う役割を道州に統合することによって、組織・職員を減らすことができる。
- ③ 地方分権を推進するためには、福祉・保健などの対人サービスには市町村が、グローバリゼーションを視野に入れた広域戦略には道州が対応するという地方制度が必要である。
- ④ 地域に関する政策決定は、地域の実情に精通した道州が行うことで、地域経済の活性化、ひいてはわが国経済の再生が図られる。
- ⑤ 統治構造の変革や地方分権の推進、行政改革の目的は、都道府県合併では実現できず、道州制の導入が求められる。

(3) その前提でも道州制に対する消極的な意見・考え方

- ① 市町村合併は急速に進んでいるが、依然として小規模市町村は残っている。これに対する補完機能を果たす団体として、道州は大規模すぎる。
- ② 道州のような大きな行政権限を有する地方自治体を設けるならば、どのような手段で国の責任を担保するか十分検討する必要がある。
- ③ 地域の現場レベルでは市町村合併への対応に追われており、道州制の議論は浸透していない。理念先行の改革は実現が難しい。
- ④ 都道府県合併を経て道州制につながっていく方が、住民意見の尊重を

考えると自然ではないか。

- ⑤ 新憲法起草委員会地方自治小委員会の議論では、道州制には慎重であるべきとの意見も見られたが、これをどう受け止めるか。

3 わが国の統治構造における道州制の位置づけ

道州制の導入は、わが国の統治機構のあり方にかかわる問題であり、具体的な制度設計にあたっては、憲法との関係、自治団体としての性格、国との権限配分（国（住）民へのサービスの均等化と責任の所在）などについて整理しておくことが重要である。

（１）憲法との関係

現在、国会やわが党等で議論が進められている憲法改正を視野に入れて道州制のあり方を考える必要がある。

（２）道州の性格についての意見

① 道州を現在の地方自治体と同様に位置づける意見・考え方

- （１）道州は、分権的国家体制の下における広域自治体と位置づけるとともに、中央政府に次いで重要な国家統治機構として、その責任と役割を果たしていくこととすべき。
- （２）地方分権を進めるうえでは、「国と地方の役割分担」の明確化が重要であり、道州に純然たる国の機能・役割も併せ持たせることは望ましくない。

② 道州を現在の地方自治体とは異なるものと位置づける意見・考え方

- （１）道州は、現在の国の地方支分部局と都道府県の機能・役割を併せ持つ新たな性格の団体とすべき。
- （２）ブロック単位の行政を一元的に実施できるようにすることが重要であり、国の機能・役割であっても、道州が実施できるようにする仕組みは考えられる。

（３）道州制の下での地方公共団体

道州制を導入する場合には、都道府県を廃止して道州一市町村の二層制とすべきである。

4 道州制の具体像

広域的な行政主体に対して、地域の民意を反映し、有効に調整するシステムを総合的に検討する。併せて、市町村との関連を念頭に置いた制度設計を検討する。

また、地域総合行政は、国と市町村の中間の団体が担う、きわめて重要な問題である。タテ割り行政を総合調整する機能を発揮できるような道州制を構

築すべきであろう。

(1) 道州の議決機関（議会）

道州の議会は、直接公選の議員によって構成されることが望ましい。
なお、国政も含めた選挙制度を総合的に検討する必要がある。

(2) 道州の執行機関（首長）

① 首長の選出は公選によるべきとの意見・考え方

- (1) 首長の直接公選制は、国民に深く定着していることから、道州についても直接公選とすべきである。
- (2) 地域における行政を総合的に担う地方自治体のトップは、住民が直接選出することがふさわしい。
- (3) 新たな広域自治体である道州が、リーダーシップを発揮して地域の行政課題に対処するためには、直接公選が望ましい。

② 首長の選出に公選の必要はないとの意見・考え方

- (1) 諸外国の地方自治体では、議会において長を選任する制度も多く採られており、憲法改正も視野に入れば、これを導入することも検討すべき。
- (2) 道州の長がポピュリズム的な人気によって選ばれることを防ぐ観点等から、議会において長を選任する制度や三層制にして、そのうち一層に官選の長を入れるなども検討する意義がある。
- (3) 道州の長が公選で選ばれると、どうしても地元志向、利益代弁になるため、選び方に工夫要る。たとえば、道州の長は国会議員を兼ねるなど、国家統治に関わる仕組みが考えられる。

(3) 道州に対する監督

国の国民に対する権利の保障義務、安全保障、危機管理等の観点から、道州に対する国の監督のあり方を総合的に検討する（実効性のある制度創設と運用を含め）。

(4) 地方税財政制度

道州制の導入を契機に、国・地方を通じて行政機構を徹底的に見直し、そのコスト削減を図り、国・地方を通じた厳しい財政状況を改善し、将来の国民負担を抑制することが必要である。

地方財政制度は、分権・自治論と国家統治論によって違ったものとなるが、財源の偏在は避けられないので、国による調整制度は必要となる。

よって、道州制の導入による地方税財政制度（税財政のシステム、国家財政との関連、道州間の財源調整、課税権の基本等）のあり方は、総合的な検討を要す

る。

- ① 道州制導入後でも、道州間の財政力格差は続くので、国の財政調整制度による対応は欠かせない。
- ② 道州制の下における国・道州・市町村の税源配分は、財政調整の必要性やその方式・規模を十分に踏まえて判断すべきである。

(5) 国の地方支分部局

- ① 純然たる国の事務（司法、国税の徴収、税関、矯正、気象観測等）を担う地方支分部局は存続すべき。
- ② 国の機能・役割と考えられる地方支分部局であっても、できる限り統廃合し、その機能を道州に一元化し、機動性・効率性等を高め、道州が独自に国内外の交流を進めるとともに、組織・職員を減らすことを考えるべきである。

5 道州制の導入プロセス

(1) 政治の役割

国民に開かれた議論を広く喚起し、政治主導で意見の集約・反映を進めることが重要である。

(2) 段階的な移行の是非

道州制を導入する場合、全国一斉に施行すべきか、段階的な移行とすべきかを議論する必要がある。

(3) 円滑な移行のための措置

道州制の導入における国の権限、職員、予算等に経過措置について検討が必要である。

6 北海道における道州制の先行展開

道州制調査会においては、道州制導入の是非その形について一致した意見を得るには至っていない現段階では、北海道だけに先行して道州制を導入することは困難である。しかし、北海道に対して、将来の道州制を展望し、地方分権を先導し、今後のモデルとなる権限委譲や連携共同事業等を行うことは、道州制の議論を活性化し、検討を深めることに大いに資するものと考えられる。

そこで「道州制特区」を、北海道における地方分権改革のモデル的、先行的取り組みと位置づけ、現行の都道府県制を前提に、権限委譲等のモデル的な取り組みにより、国民や道民が「道州制特区」の成果を通じて、広域行政や二重行政改善等のメリットを実感し、道州制導入に向け国民的理解や議論を深め、具体的な道州への移行効果を期待するものとする。

そのために、北海道からの提案にある連携共同事業、権限委譲等の項目について、早急に取り組んでいく。予算事項は、平成18年度予算において措置する。また、「道州制特区」をさらに強力に推進していくため、その制度的裏付けとなる北海道道州制特区推進法案を次期国会に提出する。北海道からの提案のうち、法改正が必要な事項については、その中で所要の措置を行う。

さらに北海道の提案にある「国、地方の機能等統合」について、国の地方支分部局改革との整合性を図りながら、今後積極的に検討を進める。また「法令面での地域主権の推進」についても、継続して検討する。

道州制調査会 日程

平成18年2月2日現在

平成16年

10月21日

政務調査会に「道州制調査会」を設置

会長に「伊吹文明 衆院議員」、会長代理に「泉 信也 参院議員」が就任

11月26日 役員会

今後の運営等について

平成17年

2月 1日 第1回総会

1. 北海道道州制検討小委の設置、了承

委員長に「二階俊博 衆院議員」、事務局長に「石崎 岳 衆院議員」が就任

2. 今後の運営等について

- ・道州制の基本論について2～3回有識者からヒアリング、その後、北海道の道州制の姿を検討するため小委を開催
- ・北海道道州制は 2004 年度中に結論を得るとの公約もあり、扱いは一任を得る

3月 9日 第2回総会

1. 今後の進め方

原則月2回（第2・4水曜日13：30～）

2. 道州制に関する有識者からのヒアリング（第1回）

久世 公堯 前参議院政審会長

3月23日 第3回総会

道州制に関する有識者からのヒアリング（第2回）

西尾 勝 国際基督教大学院教授

岩崎美紀子 筑波大学教授

3月31日 北海道道州制打合せ
伊吹会長、泉代理、二階委員長、今村事務局長、石崎次長、武部幹事長

4月 7日 北海道道州制打合せ
伊吹会長、二階委員長、石崎次長、高橋はるみ知事

4月13日 第4回総会
道州制に関する有識者からのヒアリング（第3回）
林 宜嗣 関西学院大学院教授

4月27日 第5回総会
道州制に関する有識者からのヒアリング（第4回）
関西経済連合会 井上 義國 関西分権改革推進委員会座長
九州・山口経済連合会 坂梨 正雄 常務理事

5月11日 第6回総会
道州制に関するヒアリング
道州制推進議員連盟 櫻田 義孝 幹事長
国家戦略本部の活動 岩城 光英 国家ビジョン策定委員会幹事
地方制度調査会 久元 喜造 総務省審議官（行政局）

5月25日 第7回総会
基本論についてフリートーキング

6月 8日 第8回総会
基本論についてフリートーキング

7月 6日 第1回北海道道州制検討小委員会
1. 北海道における道州制特区の取組状況 （高橋はるみ 知事）
2. 道州制特区推進担当室の検討状況 （薄井 内閣府官房審議官）

7月13日 第2回北海道道州制検討小委員会
北海道における道州制について （武部 勤・金田英行 両議員）

7月21日 第3回北海道道州制検討小委員会

1. 北海道における道州制について（木村良樹 和歌山県知事）
2. 地方支分部局について（八木俊道 日大前教授・元総務庁事務次官）

7月27日 第4回北海道道州制検討小委員会

1. 北海道における道州制について（宮脇淳 北海道大学公共政策大学院長）
2. 道州制特区推進担当室の検討状況（薄井 内閣府官房審議官）

7月28日 第9回総会

中間報告（案）について ⇒ 了承（北海道部分は別途）

7月29日 北海道道州制検討小委員会・第1回役員会

北海道特区に向けた提案14項目について各省ヒアリング（1～9項目）

8月2日 北海道道州制検討小委員会・第2回役員会

北海道特区に向けた提案14事項について各省ヒアリング（10～14項目）

9月11日 第44回衆議院選挙執行

10月28日 第5回北海道道州制検討小委員会

中間報告（案）（北海道部分）について ⇒ 了承

同日 ※ 与謝野政調会長へ報告

道州制調査会「北海道道州制検討小委員会」

平成17年 2月 1日設置
平成17年11月15日改選

委員長	遠藤	武彦			
幹事	江崎	鉄磨	櫻田	義孝	
委員	今井	宏	岩永	峯一	岡本 芳郎
	嘉数	知賢	上川	陽子	河井 克行
	佐田	玄一郎	佐藤	鍊	菅原 一秀
	鈴木	淳司	中野	清	早川 忠孝
	松野	博一	宮腰	光寛	山口 泰明
	渡辺	博道			
	伊達	忠一	鶴保	庸介	中川 義雄
	藤野	公孝	森元	恒雄	
事務局長	石崎	岳			

(常時出席)

道州制調査会役員、北海道開発委員会役員、

内閣・総務・国土交通各部会長、

道州制推進議員連盟役員

北海道道州制検討小委員会・中間報告（案）

－ 北海道への権限委譲の先行実施 －

平成１７年１０月２８日
自由民主党道州制調査会
北海道道州制検討小委員会

道州制調査会においては、道州制導入の是非その形について一致した意見を得るには至っていない現段階では、北海道だけに先行して道州制を導入することは困難である。しかし、北海道に対して、将来の道州制を展望し、地方分権を先導し、今後のモデルとなる権限委譲や連携共同事業等を行うことは、道州制の議論を活性化し、検討を深めることに大いに資するものと考えられる。

そこで「道州制特区」を、北海道における地方分権改革のモデル的、先行的取り組みと位置づけ、現行の都道府県制を前提に、権限委譲等のモデル的な取り組みにより、国民や道民が「道州制特区」の成果を通じて、広域行政や二重行政改善等のメリットを実感し、道州制導入に向け国民的理解や議論を深め、具体的な道州への移行効果を期待するものとする。

そのために、北海道からの提案にある連携共同事業、権限委譲等の項目について、早急に取り組んでいく。予算事項は、平成１８年度予算において措置する。また、「道州制特区」をさらに強力に推進していくため、その制度的裏付けとなる北海道道州制特区推進法案を次期国会に提出する。北海道からの提案のうち、法改正が必要な事項については、その中で所要の措置を行う。

さらに北海道の提案にある「国、地方の機能等統合」について、国の地方支分部局改革との整合性を図りながら、今後積極的に検討を進める。また「法令面での地域主権の推進」についても、継続して検討する。

道州制調査会・北海道道州制検討小委員会

※平成17年 2月 1日 小委設置、二階俊博委員長 就任

※平成17年11月15日 遠藤武彦委員長 就任

第1回 平成17年7月6日

議題 1. 北海道における道州制特区の取り組み状況について

(説明) 北海道 高橋はるみ知事

2. 『道州制特区』推進担当室の検討状況について

(説明) 内閣府 薄井審議官

第2回 平成17年7月13日

議題 北海道における道州制について

(講師) 武部 勤 衆議院議員

金田英行 衆議院議員

第3回 平成17年7月21日

議題 北海道における道州制について

(講師) 和歌山県 木村良樹知事

第4回 平成17年7月27日

講師 北海道における道州制について

(講師) 北海道大学 宮脇 淳 教授

第5回 平成17年10月28日

講師 北海道における道州制について

※中間報告案を了承(同日 与謝野政調会長に報告)